

多言語環境の子どもの言語に関する研究の展望 ——医療・福祉分野の状況と関連する行政施策——

Investigating the Resources About Multilingual Development in Children Available to Japanese Medical and Welfare Practitioners

鈴木 庸子 SUZUKI, Yoko

● 国際基督教大学教育研究所研究員

Research Fellow, Institute for Educational Research and Service, International Christian University

Keywords 多言語環境での子育て, 医療・福祉分野, 母子保健, 保育, 母語の重要性
multilingual parenting, medical care and welfare, maternal and child health, childcare, importance of mother tongue

ABSTRACT

本稿の前半で医療関係の一般誌および保育関連の一般誌に掲載された多言語環境の子どもの記事を調査し、医療関係雑誌に関連の記事が少ないことを指摘した。後半で出入国在留管理庁、文部科学省、内閣官房・こども家庭庁のウェブサイトから外国人および子どもに関する施策を読み取り、「多言語環境での子育てのことば」の観点から、施策に盛り込まれているかどうかを検討した。その結果、出入国在留管理庁、文部科学省では、「多言語環境の子どものことば」への配慮があるが、内閣官房・こども家庭庁では、外国人や外国人の子どもへの目配りはあるものの、ことばの観点としては不十分であることがわかった。ただし、こども家庭庁の施策の基本方針に愛着（アタッチメント）、ライフサイクル、すべての子どものウェルビーイング等が提起され、多言語環境の子どものことばの観点を含めていく下地はある。

The first half of this paper investigates articles on children in multilingual environments published in general medical journals and child care related journals to reveal there are few associated articles in medical journals. The second half investigates the websites of the Immigration Services Agency, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, the Cabinet Secretariat, and the Children and Families Agency to pick up policies concerning foreigners and children. These policies were then studied to evaluate if the perspective of language use in parenting in a multilingual environment was included. As a result, the Immigration Services Agency and the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology were found to give consideration to children's language in a multilingual environment. On the contrary, although the Cabinet Secretariat of, and the Children and Families Agency recognises foreigners and foreign children, the aspect of language was inadequately addressed. However, attachment, life cycle, and the well-being of all children are raised as principal measures in the basic policies of the Children and Families Agency, which

serve as a foundation for incorporating the perspective of children's language use in a multilingual environment.

1. はじめに

多言語の環境とは、外国人家庭で養育者の母語と現地語が異なる、国際結婚家庭で両親の母語が異なるといった環境を指す¹。2020年の統計で日本に在住する0歳から4歳の外国籍の子どもの数は9万1,454人²、日本人を父に持つ国際結婚家庭の子どもの数を加えるなら、日本で多言語の環境で言語発達過程にある子ども数はさらに増える。この環境での子育ての中で、周りの日本人から、母語ではなく現地語（日本語）で育てたほうがよいと勧められた話をしばしば耳にする。

乳幼児の言語発達にとって、養育者や周りからの語り掛けが必須であることは認知科学、脳科学の分野から明らかになっている（梅島・酒井, 2021）。その原則は多言語環境で変わるはずがなく、養育者が自由に語り掛けられることば、一般的には母語が重要となるのは当然と言える。最近では、一方的な語り掛けのみではなく、子どもと双方向で豊かにていねいにかかわりを持つことが肝要であるとも言われている³。

バイリンガル教育の分野では、母語の重要性は広く知られている（中島, 2016）。また、親子の愛着（アタッチメント）、アイデンティティの形成、認知発達、養育者の子育ての自信、2言語習得、ファミリーランゲージポリシー等の観点から、国内外の学会、研究会、組織が数多くの研究や啓発活動を行っている。以下はその一例である。

- ・異文化間教育学会 [日本]
- ・The Japan Association for Language Teaching (JALT) Bilingualism SIG [日本]
- ・母語・継承語・バイリンガル教育 (MHB) 学会 [日本]
- ・第1言語としてのバイリンガル教育研究会 [日本]
- ・バイリンガル・マルチリンガル子どもネット (BMCN) [日本]
- ・子どもの日本語教育研究会 [日本]

- ・関西母語支援研究会 [日本]
 - ・UNESCO Bangkok の「MOTHER TONGUE-BASED MULTILINGUAL EDUCATION (MTB-MLE)」 [タイ]
 - ・AATJ-Japanese heritage language SIG [USA]
 - ・Bilingualism matters [UK]
 - ・HabilNet (Harmonious Bilingual Network) [ベルギー]
 - ・www.mylanguage.ca [カナダ]
 - ・欧州継承日本語ネットワーク [ヨーロッパ]
 - ・韓国継承日本語教育研究会 [韓国]
- ([] 内は拠点地)

日本国内の学校教育の分野では、日本語教育と合わせて母語の重要性に関する議論がされてきた（真嶋, 2019）。しかし、Kurotobi (2018)、鈴木 (2022) が示したように、小児科医療、母子保健の分野では教育分野ほどには議論がなされていない。この分野が、母語の習得される0歳から4歳の子どもの取り巻く分野であることを考えると早急に母語に関して共通認識が広まる必要がある。この共通認識が広まるべき具体的な場面を図1に示した。0歳から18歳までの子どものライフステージで、「多言語環境での子育てのことばについて特に母語の重要性についての知識を共有してほしい場面」であり、「養育者は自身の自由に使えることばで子どもと豊かにかかわりを持つことが重要だと共通認識を持ってほしい場面」である。そして、このライフステージは、コミュニティと行政によって支えられるものでもある。

本稿では、図1の各場面に係る人々およびコミュニティや地方の行政に母語の重要性の認識が届いているかをさぐるため、小児科医療・母子保健分野、保育分野の動向と中央省庁の施策の方向性を調査した。



図1 多言語環境での子育てのことばについて知識を共有してほしい場面

2. 調査の方法

小児科医療分野、母子保健分野の動向は、それぞれの分野で一般人に入手可能な雑誌の記事を調査した。保育分野の動向は、2020年以降の一般向けの保育雑誌の情報と2023年に文科省のウェブサイトに公開された全国幼児教育研究協会開発の園内研修プログラムを検討した。

中央省庁の施策の方向性については、外国人の受け入れの関連から法務省出入国在留管理庁、学校教育の施策として文部科学省、こども施策として内閣官房・こども家庭庁のウェブサイトから、関連する委員会や有識者会議の報告書類を調査した。

3. 多言語環境の子どものことばへの配慮

3.1 小児科医療・母子保健分野

小児科医療、母子保健分野の状況を探る資料として、外国人に係る特集記事を載せている一般医療系雑誌が多言語環境の子どもという視点で記事を載せているかどうか調査した。多言語環境の子どものことばの問題に言及のある記事は次の3誌、4点であった。

『チャイルドヘルス』、特集「外国人の子どもたちを診る・守る～多文化共生時代の小児保健～」2018年 Vol.21, No.1

・「母語喪失」と子どものアイデンティティ(真嶋, p.50-51)

多言語環境の子どもにとって養育者が母語で子育てすることの重要性を問題提起している。

- ・「保育所・幼稚園・こども園での対応の実際」(田中宏, p.41)
「母語喪失」に係る課題に言及がある。

『保健師ジャーナル』, 特集「外国人の健康支援とコミュニケーション」2020年Vol.76, No.3

- ・「海外にルーツを持つ子ども・家庭の問題とコミュニケーションのあり方—専門支援の現場YSCグローバルスクールの活動から見えること」(田中宝紀, p.190-196)

多言語環境の子どもの母語継承が子どもの生涯のウェルビーイングに係ると指摘している。「家でも日本語で話して」と保育士等から言われて、外国語である日本語で子育てをした結果、学齢期になって子どもの学習言語が伸び悩み、さらに親子の共通のことが失われたエピソードが紹介されている (p.193-194)。

『助産婦雑誌』, 特集「どう援助していますか, 外国人妊産婦」2000年Vol.54, No.8

- ・「ブルガリアと日本での出産体験記」(ヴェリーナ・P・ペロノワ, p.663-667)

当事者の立場から親の母語の子どもへの継承と喪失の問題が記されている。

以下の4誌は外国人への対応を特集しているが、多言語環境の子どものことばに関係する記事はなかった。『日本公衆衛生雑誌』には外国人に関する特集、記事ともなかった。

『公衆衛生』, 特集「インバウンドと在留外国人—その増加と諸課題」2019年Vol.83, No.2

『小児科診療』, 特集「小児のインバウンド医療: 国境を越えて移動する子どもたち」2019年Vol.82, No.3

『小児科』, 特集「外国人小児の診療・子育て支援」2021年Vol.62, No.3

『助産雑誌』, 特集「外国人妊産婦のケア転換期」2020年Vol.74, No.2

このように、小児科医療、母子保健分野の中で、ごく少数の記事が、多言語環境における養育者の母語の継承の重要性について述べているが、大多数は外国人母子と支援者とのコミュニケーションや文化の違いを乗り越えることに関心がある。

3.2 保育分野

保育分野は、鈴木(2022)に記したように、2000年代初頭から、外国人の乳幼児の母語継承の重要性について指摘があり、カナダの幼児教育における「ヘリテージランゲージプログラム(継承言語教育または民族継承教育)」といったバイリンガル教育の理論や実践も日本に紹介されている(久富, 2002, 近江, 2004)。しかし、「保育園で過ごす時間が長くなるにつれて母語を喪失し、保護者もそれに合わせて日本語に集中したほうがよい、それは仕方がない」という、母語重視とは反対の見解も現れている(上野他, 2008, p.150)。

2010年代に入り、保育分野の学会等で外国人の乳幼児を対象とした保育の実践や課題が主に文化的な観点からとりあげられた(日本保育学会, 2014, 佐々木他, 2017)。母語保持の重要性は、外国人集住地域である群馬県大泉町に拠点をおいた「大泉多文化保育研究会」が取り上げ、地域の保護者や保育者を対象に母語保持や異文化理解の啓発を試みた取り組みが行われた(林, 2019)。

2020年代に入り次の2誌に母語の重要性について啓発する記事が掲載された。

『保育界』, 特集「「外国につながる子ども」の保育と保護者支援」2022年7月号-12月号

- ・「母語の重要性」佐久間まり子(9月号, p.14-15)

『エデュカール』2023年7月号

- ・「外国籍の子どもへの接し方」内田千春(p.57)。

雑誌記事ではないが、一般にアクセスしやすいリソースとして動画「外国人幼児等の言葉を育む

「一小学校での生活や学習を意識して」がある。母語の重要性についてくわしい解説をしており、2023年8月現在、文部科学省のウェブサイトで見ることができる。< https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1405077_00012.htm >

全国幼児教育研究協会が2022年度の文科省の委託研究の一環で保育園・幼稚園等対象に作成した研修プログラムの一部である。

このように保育分野は以前から母語の重要性が研究のなかで取り上げられているが、一般向けのリソースは多いとは言えない。

4. 外国人材受入れに係る政策

本節では、法務省出入国在留管理庁、文部科学省、内閣官房・子ども家庭庁のウェブサイトから得られた情報を紹介する。

4.1 法務省出入国在留管理庁

法務省出入国在留管理庁の入管政策として「外国人との共生施策」があり、そのウェブサイトには次の3種が掲載され、それぞれの詳細ページがある。詳細ページでは、施策の方向性や具体的な内容を議論した報告書や意見書を閲覧できる。

以下※印は文書の作成者。

①外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策（令和5年改訂）（2023）

※外国人との共生社会の実現のための有識者会議
< <https://www.moj.go.jp/isa/content/001359624.pdf> >

「総合的対応策（2023）」は2018年から毎年公開しているものだが、どの年度のものにも、多言語環境の子どものことばに注目する文言はなかった。しかし2022年、2023年は「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」が大項目としてたてられた。

②外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（2023）

※外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

< <https://www.moj.go.jp/isa/content/001397443.pdf> >

このロードマップには次の「意見書」の内容が反映されている（p.18）

③意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～（2021）

※外国人との共生社会の実現のための有識者会議
< <https://www.moj.go.jp/isa/content/001359624.pdf> >

有識者会議が法務大臣に提出したもので四つの重点事項の一つとして「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」が策定され、注書きに、「支援を行うに当たっては、「外国にルーツを持つ者」にも配慮した施策を形成すべき。」とある。

ライフステージは「乳幼児期」「学齢期」「青壮年期」「高齢期」でその継ぎ目で課題に直面すること、その取り組みの方向性の一つとして、次のように母語や母文化に配慮する観点が含まれている。

(ウ) 外国人の子供の母語や母文化に配慮した日本語指導体制の構築

外国人の子供が日本語を学習するに当たっては、アイデンティティの確立、日本語能力・認知能力の発達や、複数の文化背景を持つことを強みとしたグローバル人材としての活躍を後押しする観点からも、母語と関係させて習得を図っていくことが重要である。そのため、日本語の指導を必要とする全ての外国人の子供に対し、学校内外において、教育委員会や学校がNPOや国際交流協会等と連携し、母語や母文化に触れる機会が得られるような取組を促進することが求められる（p.23）

4.2 文部科学省

文部科学省は外国人児童生徒の教育については日本語指導が必要な児童生徒という観点から施策を進め、「言語・文化的に多様な背景を持つこと

や積極的な母語保持の重要性」については注視されてこなかったが、今回の調査では「母語・母文化」「言語的・文化的に多様な子ども」のキーワードが見られた。

①外国人児童生徒等の受け入れの手引き 改訂版 (2019)

※文部科学省<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm>

「母語・母文化」にかかわる「継承語」を尊重し、習得を援助することが望ましい」(p.10)

②外国人の受け入れ・共生のための教育推進検討チーム報告書～日本人と外国人がともに生きる社会に向けたアクション～ (2019)

※外国人の受け入れ・共生のための教育推進検討チーム<https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/ukeire/1417980.htm>

「母語・母文化の学習機会を尊重しつつ・日本語教育をする」「きめ細やかな支援事業の充実(母語・母文化支援の充実)」(p.11)

③外国人児童生徒等の教育の充実について(報告) (2020)

※外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/151/index.htm>

「外国人児童生徒のアイデンティティの確立や日本語の習得のためには母語や母文化の習得が重要」「ダブル・リミテッドの課題」「カミンズの相互依存説」など母語・母文化の尊重に関するバイリンガル教育の知見が明記されている(p.22)。

④外国人幼児等の受け入れにおける配慮について (2020)

※文部科学省<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_00505.html>

「外国人幼児等の母語、母文化、母国に対して誇りをもって生きられるよう配慮することが大切(p.15)」

2021年に「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が、文科省中央教育審議会初等中等教育分科会に設置され、2023年まで12回の会議を行った。3種の報告・手引き等を作成し、その中で母語の重要性に関することとして次のように記している。

⑤幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 審議経過報告 (2022)

※幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/086/index.html>

「…外国人の子供等の多様な文化的・言語的背景を尊重するとともに…」(p.24)

⑥同 手引き(初版)(2022)

※幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00001.html>

「特別な配慮を必要とする子供(障害のある子供や外国人の子供など)を含む全ての子供の可能性を引き出すため、ウェルビーイングを保障する意識を持つ」(p.5)

⑦学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～ (2023)

※幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/086/index.html>

「…、家庭によっては、家庭において母語を使用していること等についても配慮することが必要である。…子供に多様な文化的・言語的背景を尊重する姿勢を育み、国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにする…(p.15)」

このように、幼保小の連携が政策として取り上げられ、その中に「外国人の子ども」のことが言及されている。次のステップとして、この子どもたちが言語的にも多様な環境にあること、その環境下での言語発達について科学的な知識と的確で具

体的な配慮が保育者や教育者に対して求められる。

4.3 内閣官房・子ども家庭庁

内閣官房の子ども家庭庁準備室および子ども家庭庁（2023年4月1日発足）が子ども施策のための基本方針、有識者会議報告等を公開している。

①「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を指す子ども家庭庁の創設～」(2021)

※こども政策の推進に係る有識者会議<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin.pdf>

「脆弱な立場に置かれたこどもや外国人のこどもなどを含めて、全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、かつ、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう、支援する」(p.3)

②こども政策の推進に係る有識者会議 第2次報告書～「こども大綱」の策定に向けた論点～(2023)

※こども政策の推進に係る有識者会議<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_yushiki/index.html>

「多様性の尊重」「属性等により差別的な取り扱いを受けない」「児童の権利条約を共有」「ライフステージに応じた切れ目ない施策・支援」「多様な人材確保・育成」「様々な状況におかれた子どもや若者を誰一人取り残さず」(p.14-18)

③「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～(2023)

※子ども未来戦略会議<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_mirai/index.html>

経済的に困難な家庭のこども、障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支え、「誰一人取り残さない」社会を実現する(p.18)

④「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告～基本的な指針(仮称)の策定に向けた論点整理～(2023)

※「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会<https://www.cfa.go.jp/councils/sodachi_yushikisha/>

「発達の鍵となる安心と挑戦の循環」として愛着(アタッチメント)の重要性が説明されている(p.5-6)。

「基本的な指針」に見られる愛着(アタッチメント)の重要性は、多言語環境の子育てにおいて養育者が自分の自由に使えることばで豊かにこどもとかかわりあうことが重要だとする理論的根拠となる。

子ども家庭庁子ども家庭審議会「こどもの居場所部会」および「幼児期までのこどもの育ち部会」は、2023年8月現在、会議が進行中である。前者の第3回会議資料2「事務局ヒアリング結果(中間報告)」には、NPO青少年自立援助センター(YSCグローバルハウス)が外国ルーツの子どもの居場所としてヒアリングを受け、後者の第2回資料2「「こども政策に関する当事者・有識者からの意見(ポイント)」(p.19)には、母語喪失、ダブルリミテッド、言語・認知発達や生活・家族関係への支障に言及があり、母語習得も大事にする必要が述べられている。

まとめると、外国人、外国籍、外国にルーツを持つ子どもという視点や、すべての子どものウェルビーイング、子どもと周囲との愛着の重要性の視点など、「母語の重要性」と親和性の高い視点が一貫して確認できた。子どもの言語に特化した「多言語環境の子ども」の視点、母語の重要性の議論は2023年のヒアリング結果の中に認めることができた。

5. 結語

本稿では、前半で医療関係雑誌に「多言語環境の子どものことば」関連の記事が少ないことを指摘した。後半、出入国在留管理庁と文部科学省の

施策には、「多言語環境の子どものことば」への配慮があるが、内閣官房・こども家庭庁では、外国人や外国人の子どもへの目配りはあるものの、ことばの観点としては不十分であることがわかった。ただし、有識者へのヒアリングの中に母語の重要性が述べられ、また愛着の重視などこども家庭庁の今後の施策の中に、ことばの観点を含めていく下地はあることがわかった。

子どもが学童期に入り、学校教育を受けるときに日本の公立学校では日本語がかなめとなる。そのため、外国人家庭・国際結婚家庭をとりまく日本人が「お母さん、日本語で子育てしたほうがいいですよ」と言ってしまう例を耳にする。しかし、「子どものことば」の育ちのために、養育者は自身の自由に使えることばで子どもと豊かにかかわりを持つことが重要である。図1に示したどの場面でも、一刻も早くこの認識が共有されることが望まれる。

注

- 1 母語の定義は、研究者や場面によって一律とは言えない。本稿では「養育者が自信をもって自由に語りかけることば」の意味で母語の用語を使っている。
- 2 出入国在留管理庁 (2021). 外国人との共生社会の実現のための有識者会議 (第3回) 資料2「ライフサイクルに応じた支援について」p.1, 出入国在留管理庁, Retrieved from <https://www.moj.go.jp/isa/content/001347827.pdf> (2023年8月25日)
- 3 子どものことばを育むために、「子どもと双方向で豊かにていねいにかかわりを持つことが肝要である」とした表現は、奥村安寿子氏 (広島大学) との個人的な会話の中で教示されたもの。

引用文献

林恵 (2019). 多文化コミュニティにおける外国人のこどもの発達を保障する保育システムの構築 科学研究費助成事業 研究成果報告書 令和元年6月28日 日本学術振興会, Retrieved from <https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-16K01902/16K01902seika.pdf> (2023年8月25日)

久富陽子 (2002). 日本の多文化保育に向けての一考察—元中国国籍の母親へのインタビューを通して—

横浜女子短期大学紀要, 17, 9-20

Kurotobi, L. (2018). Misconceptions about bilingualism in Japan and their effects on professionals' advice to parents regarding bilingual children's development. *The Japan Journal of Multilingualism and Multiculturalism*, 24(1), 1-24.

真嶋潤子 (2018). 「母語喪失」と子どものアイデンティティ チャイルドヘルス1月1日, 50-51.

真嶋潤子編著 (2019). 母語をなくさない日本語教育は可能か—一定住二世児の二言語能力 大阪大学出版会

中島和子 (2016). 完全改訂版バイリンガル教育の方法—12歳までに親と教師ができること アルク

日本保育学会国際交流委員会・浜口順子 (2014). 第14回国際交流委員会企画シンポジウム報告ニューージーランドにおける現在の保育のあり方について 保育学研究, 52(3), 404-414.

近江ひろえ (2004). カナダにおける幼児教育—ヘリテージランゲージプログラム 異文化での民族継承教育IV 日本保育学会第57回発表論文集, 206-207.

佐久間まり子 (2022). シリーズ「外国につながる子ども」の保育と保護者支援 (第3回) 母語の重要性 保育界2022年9月号, 577, 14-15.

佐々木由美子・関口吉運・林恵・岡本法子 (2017). ドイツNRW州における就学前教育改革と多文化共生保育実践 保育学研究, 55(2), 6-17.

鈴木庸子 (2022). 母子健康手帳を通じた母語の役割に関する啓発について—その必要性の検討— 教育研究, 65, 145-153.

田中宏 (2018). 保育所・幼稚園・こども園での対応の実際 チャイルドヘルス1月1日, 41.

田中宝紀 (2020). 海外にルーツをもつ子ども・家庭の問題とコミュニケーションのあり方—専門支援の現場YSCグローバルスクールの活動から見えること 保健師ジャーナル, 76(3), 190-196.

内田千春 (2023). 外国籍の子どもへの接し方 エデュカーレ2023年7月号, 116, 51-58.

上野葉子・石川由香里・井石令子・田淵久美子・西原真弓・政次カレン・宮崎聖乃 (2008). 長崎市における多文化保育の現状と展望 保育学研究, 46(2), 141-152.

梅島奎立・酒井邦嘉 (2021). マルチリンガルと脳の発達 *Brain and Nerve*, 73(3), 203-210.

ヴェリーナ・P・ペロノワ, 岩本美佐子 (2000). ブルガリアと日本での出産体験記 助産婦雑誌, 54(8), 663-667.

(公益社団法人) 全国幼児教育研究協会 (n.d.). 研修パッケージで学ぶ外国人幼児等の受入れに関する研修プログラム テーマ別研修 外国人幼児等の言葉を育む—小学校での生活や学習を意識して—一文部科学省初等中等教育局幼児教育課 Retrieved from https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1405077_00012.htm (2023年8月25日)